

## 認定長期優良住宅の定期点検等実施予定者の明示について

認定長期優良住宅は、新築時に耐久性や可変性を確保した上で、維持保全計画に基づく点検・修繕、記録の作成・保存等を適切に実施しながら使用していくことが求められるため、「定期点検等実施者」を定める必要があります。

そのため平成 23 年 1 月の申請から、認定申請書（第一号様式）の第四面「2．建築後の住宅の維持保全の方法及び期間」欄に「定期点検等実施予定者」の明示が義務付けられるようになります。

旧

第一号様式（第二条関係）

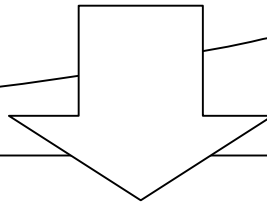
（第四面：法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく申請の場合）

2．建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

【記載例】

維持保全の方法：【別紙の維持保全計画書参照】

維持保全の期間：30 年



新

第一号様式（第二条関係）

（第四面：法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく申請の場合）

2．建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

【記載例】

維持保全の方法：【別紙の維持保全計画書参照】

定期点検等実施予定者氏名、住所（会社の場合は会社名）：

連絡先電話番号：

維持保全の期間：30 年

問合わせ先

札幌市都市局建築指導部建築確認課

011 - 211-2846